

女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画等の実施状況  
及び女性活躍推進法に基づく女性の職業選択に資する情報等の公表について

令和 6 年 7 月  
カジノ管理委員会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 19 条第 6 項の規定に基づき、「カジノ管理委員会における女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」（令和 2 年 1 月 10 日カジノ管理委員会委員長決定）の実施状況について、次のとおり公表いたします。また、あわせて、女性活躍推進法第 21 条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報等について公表いたします。

(1) 採用した職員に占める女性職員（常勤職員）の割合

	目標	令和 4 年度	令和 5 年度
一般職（大卒）試験	35.0%	0%	50%

(2) 職員に占める女性職員の割合

	令和 4 年度	令和 5 年度
常勤職員	18.6%	18.2%

（注）令和 6 年 3 月 31 日現在

(3) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

	令和 4 年度	令和 5 年度
本省課長補佐相当職 （行（一）5 級・6 級）	15.6%	14.0%
係長相当職 （行（一）3 級・4 級）	21.4%	20.4%

（注）令和 6 年 3 月 31 日現在

(4) 男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況

○男女別の育児休業取得率

	目標	令和 4 年度	令和 5 年度
常勤職員（男性）	85.0%	87.5%	100.0%
常勤職員（女性）	—	—	—

（注）女性の育児休業取得者なし

○取得期間の分布状況

	令和 4 年度	令和 5 年度
1 か月以上～3 か月未満	42.9%	0.0%

- (5) 男性職員（常勤職員）の配偶者出産休暇（2日）及び育児参加のための休暇（5日）取得率並びに合計取得日数の分布状況

○取得率

	令和4年度	令和5年度
合計取得率	100.0%	100.0%
5日以上取得率	100.0%	100.0%

○合計取得日数の分布状況

	令和4年度	令和5年度
7日	100.0%	100.0%

- (6) 職員（超過勤務手当の支給される職員に限る）一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて勤務した時間

	令和4年度	令和5年度
常勤職員	18.0時間	18.3時間

- (7) 年次休暇取得日数

	令和4年	令和5年
常勤職員	15.3日	17.5日

## 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：カジノ管理委員会事務局

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	74.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.8%
全職員	67.8%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
指定職相当	-
本省課室長相当職	-
地方機関課長・本省課長補佐相当職	94.6%
係長相当職	82.0%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	88.0%
21～25年	-
16～20年	102.3%
11～15年	68.8%
6～10年	98.6%
1～5年	80.2%

\* 公表には育児短時間勤務を行った職員を含める。

\* (1)役職段階別の「指定職相当」の女性職員は在職しておらず、「本省課室長相当職」の女性職員については1名のため、記載の対象外とする。

\* (2)勤続年数別の「36年以上」と「31～35年」に該当する女性職員は在職しておらず、「21～25年」に該当する女性職員については1名のため、記載の対象外とする。

\* 役職段階の考え方は以下のとおり。

指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表が適用される職員）、本省課室長相当職（一般職給与法の行政職(→)7級から10級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表5級及び6級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表3級及び4級相当職の職員）

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。